

大分市環境配慮型設備投資利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境配慮型設備の導入に必要な資金の融資を受ける企業に対し、当該融資に係る利子補給をするために交付する大分市環境配慮型設備投資利子補給金（以下「利子補給金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境配慮型設備 次に掲げる目的を達成するための設備をいう。

ア 大気汚染防止

イ 水質汚濁防止

ウ 騒音・振動防止

エ 悪臭防止

オ 省エネルギー

(2) 事業所等 本社、支社その他の事業の用に供する施設をいう。

(3) 借入金 金融機関からの借入金（本市の制度による融資に係る借入金を除く。）をいう。

(4) 公害防止協定 公害の防止及び環境の保全を目的として、市、県及び企業又は市及び企業が締結した協定をいう。

(補給対象者)

第3条 利子補給金の交付の対象となる者は、市内に事業所等を有する企業であって、

次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に工場等を設置し、引き続き1年以上同一の事業を営んでいること。
- (2) 第7条の規定により申請をする日前10年間において環境関連法令に基づく不利益処分を受けていないこと。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補給対象事業）

第4条 利子補給金の交付の対象となる事業（以下「補給対象事業」という。）は、市内に設置する工場等に、1,000万円を超える投資により新たに環境配慮型設備を設置する事業であって、次の各号のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 現に環境関連法令及び公害防止協定による規制基準を下回る水準で自主規制を行っている企業が周辺への環境負荷を現状よりさらに低減させるために行うものであること。
- (2) エネルギー消費量を現状より低減させるために行うZEBの実現に寄与する設備、BEMS、FEMS又は業務用燃料電池の導入であること。

（補給対象経費）

第5条 利子補給の対象となる経費（以下「補給対象経費」という。）は、補給対象事業に係る借入金に対して当該年度中に支払う利子額とする。ただし、履行遅滞、借入れの条件の変更等により、利子額が増加する場合にあっては、当該増加する利子額は、利子補給の対象としない。

2 利子補給の対象となる借入金は1件までとし、その借入れの金利方式が固定金利方式であり、かつ、その返済方法が元金均等月賦償還であるものに限る。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、利子補給の対象としない。

(1) 本市又は国、県その他機関から同様の趣旨の補助金等を受ける場合

(2) 補給対象経費以外の経費と混同して融資を受けている場合であって、その区別が困難である場合

(3) 同一の環境配慮型設備の設置に係る借入金について借り換えを行う場合
(利子補給金の額等)

第6条 補給対象経費の算定に係る借入金の利率は大分市中小企業者等に係る環境保全資金融資規則（平成11年大分市規則第64号）に規定する環境保全資金の融資に係る当該年度の融資利率を上限とし、利子補給金の額は1年につき3,000万円を限度とする。

2 利子補給金を交付する期間は、初めて返済をする月から10年以内とする。ただし、履行遅滞、借入れの条件の変更等により、当初の返済期間から延長した期間については、利子補給金を交付しない。

3 利子補給金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第7条 利子補給金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市環境配慮型設備投資利子補給金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、初回の申請にあつては融資の実行前までに、初回の申請をした年度の翌年度（以下「次年度」という。）以後の申請にあつては当該年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。この場合において、次年度以後の申請については、

第1号から第7号までの書類は省略することができる。

- (1) 大分市環境配慮型設備設置計画書（様式第2号）
- (2) 環境負荷が低減されることを証する書類
- (3) 環境配慮型設備の見積書及び仕様書
- (4) 工場等の配置図及び付近の見取り図
- (5) 法人登記簿謄本等企業の設立年月日がわかる書類
- (6) 貸付償還表等の返済予定、利子額等が確認できる書類
- (7) 誓約書
- (8) 市税完納証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、利子補給金の交付を決定し、大分市環境配慮型設備投資利子補給金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（実績報告）

第9条 利子補給金の交付決定を受けた者（以下「補給事業者」という。）は、当該交付決定を受けた日の属する年度における返済が完了したときは、当該年度の3月末日までに大分市環境配慮型設備投資利子補給金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 利子額証明書（様式第5号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(利子補給金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、利子補給金の額を確定し、大分市環境配慮型設備投資利子補給金確定通知書(様式第6号)により補給事業者に通知するものとする。

(請求)

第11条 補給事業者は、利子補給金の交付を請求しようとするときは、大分市環境配慮型設備投資利子補給金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び利子補給金の返還)

第12条 市長は、補給事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に利子補給金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 利子補給金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (4) 第7条の規定による申請をした日以後において環境関連法令に基づく不利益処分を受けたとき。

(現地調査等)

第13条 市長は、補給事業者に対し、必要に応じて現地調査を行い、書類の提出等を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。